

さいたま市国民保護計画変更 概要

1 趣旨

国民保護計画とは、弾道ミサイル攻撃や大規模テロ等が発生した場合に、住民の避難や救援など、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活等への影響を最小とするために必要な事項を定めた計画です。本市では、平成18年11月に作成し、平成22年12月に一部変更しています。

平成29年12月に国が国民保護計画作成の基準となる「国民の保護に関する基本指針」を変更し、それを受けて、平成30年12月に埼玉県が「国民保護に関する埼玉県計画」を変更したことに伴い、基本指針の反映及び県計画との整合性の確保のため、本市計画を一部変更するものです。

2 主な変更点

(1) 「国民の保護に関する基本指針」変更の反映

ア 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

 Jアラートを活用した情報伝達と平時からの周知に努めていくことを追加

イ 情報伝達手段の多重化等の推進

 警報の住民への周知方法に、「Jアラートと既存の情報伝達手段との新たな連携の検討など、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加

ウ 避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ

 爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加

(2) 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合性の確保

ア 上記変更を踏まえた県計画との整合

(3) その他時点修正

ア 「さいたま市地域防災計画」との整合

イ 人口データ等の更新